

## 令和2年度「アスリート県内雇用支援事業（企業）」実施要項

### 1 目的

岩手県スポーツ推進計画に掲げる「国際的に活躍する競技スポーツの推進」を図るため、県内企業と連携し、国内外で活躍するアスリートが競技生活を継続できる環境を整え、県内定着を図る。

### 2 主催

(公財) 岩手県体育協会

### 3 共催

(一社) 岩手県障がい者スポーツ協会、岩手県

### 4 協力

岩手県中小企業団体中央会、ジョブカフェいわて、ふるさといわて定住財団

### 5 対象条件

- (1) 岩手県内に事業所を有する事業主であること。
- (2) 健康保険及び厚生年金保険（これらと同等の制度を含む）、の適用事業主であること。
- (3) 労働者災害補償保険及び雇用保険の適用事業主であること。
- (4) 県税の滞納がない事業主であること。
- (5) 暴力団関係事務所の事業主でないこと。
- (6) 事業の目的が公序良俗に反する等、社会通念上、公的支援を受ける者としてふさわしくない事業主でないこと。
- (7) アスリートの雇用は、労働基準法に基づく労働契約の期間の定めない正規雇用であること。
- (8) 雇用したアスリートを岩手県内の事業所に雇い入れること。  
※ 但し、日本スポーツ協会「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」対象者が、競技力向上の観点より、県外に活動拠点を置く場合はその限りではない。
- (9) 雇用したアスリートの競技活動を支援する事業主であること。  
※ 「支援」とは、労働条件上の優遇や経済的な負担等の直接的な支援も含め、アスリートが競技活動を安心して継続できる配慮のある取組をいう。【下記支援内容（例）を参照】

#### アスリートへの支援内容（例）

##### (1) 雇用（勤務形態）支援

- ア 「競技活動に専念することができ、勤務に制限が無い」  
※ 勤務が可能な期間（オフシーズン）は、その限りではない。
- イ 「午前中は勤務、午後は競技活動に専念できる」  
※ 勤務が可能な期間（オフシーズン）は、その限りではない。
- ウ 「終日勤務が原則」  
※ 勤務時間後、休日の競技活動は可。但し、平日を跨ぐ大会等の参加には、配慮あり。

##### (2) 競技活動支援

###### ア 活動経費

- (ア) 「合宿・大会参加等に係る経費の全額を補助」
- (イ) 「合宿・大会参加等に係る経費の半額を補助」
- (ウ) 「合宿・大会参加等に係る経費の一部を補助」
- (エ) 「補助なし」

###### イ 大会等への参加（平日等の勤務に関わる場合）

- (ア) 「特別休暇」として対応
- (イ) 「有給休暇」として対応
- (ウ) 「上記以外の休暇」として対応

##### (3) 上記以外で「アスリートの競技活動」に何かしらの支援等ができる内容

## 6 表彰

アスリートを雇用した企業を、県体協が「岩手県スポーツ振興企業」（仮称）として表彰する。

## 7 申込（提出書類・申込先）

5 (1)から (8)までの対象条件を満たし、5 (9)に記載の趣旨に賛同できる事業主につきましては、下記により申込いただきます。

### (1) 提出書類

事業所エントリーシート

### (2) 申込先（下記あて、郵送又はF a x、若しくはメールにてお願いします。）

#### ア 郵送

〒020-0133 岩手県盛岡市青山4丁目13-30 岩手県体育協会会館内  
岩手県体育協会「アスリート雇用支援事業」担当者宛

#### イ F a x

019-648-1600

#### ウ メール

koyou@iwate-sports.or.jp

## 8 雇用までの流れ

### 【ステップ1】事業所エントリーシートの作成

要項に記載の条件に賛同いただき、貴社がアスリート社員に独自に支援できることなどを記入した「事業所エントリーシート」を提出していただきます。



### 【ステップ2】雇用内容の相談

貴社に「求人申込書」を準備していただきます。  
対象アスリートの「選手エントリーシート」を基に、事業担当者が相談に伺います。



### 【ステップ3】選手の面談・選考

貴社と対象アスリートの日程調整を事業担当者が行い、面談・選考を実施していただきます。



### 【ステップ4】採用

貴社の社員として雇用いただき、アスリート社員として貴社の戦力として活躍していただきます。